

武雄市農業委員会

平成28年4月総会議事録

平成28年4月 武雄市農業委員会「総会」議事録

1. 日 時 平成28年4月5日（火）
 （開会）午後2時00分 （閉会）午後4時00分

2. 場 所 武雄市役所 本庁1階会議室

3. 出席状況 出席者36人 欠席者 1人

氏 名	出席	欠席	氏 名	出席	欠席
富 永 茂 人	○		山 北 義 見	○	
末 藤 良 郎	○		淵 靖 司	○	
中 村 和 仁	○		本 山 幸 雄	○	
佐佐木 幸 夫	○		田 栗 保 信	○	
小 柳 満	○		下 平 寅 義	○	
西 村 元 吉	○		松 尾 忠 則	○	
小 田 康 信	○		永 尾 廣 次	○	
中 村 一 明	○		中 原 位	○	
岩 永 和 裕	○		東 島 豊		○
松 尾 薫	○		坂 口 千代喜	○	
向 井 健 作	○		安 永 和 廣	○	
中 野 重 信	○		浦 川 宗 博	○	
馬 場 征三郎	○		坂 口 正 勝	○	
井 手 辰 巳	○		相 原 經 憲	○	
小 柳 信 博	○		大 串 和 文	○	
古 川 秀 文	○		川 内 智 彦	○	
伊勢馬場 一郎	○		岩 橋 久 美	○	
境 重 則	○		宮 原 洋 昭	○	
松 尾 正 博	○				

4. 協議事項

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について	6件
議案第2号	農地法第4条の規定による許可申請について	1件
議案第3号	農地法第5条の規定による許可申請について	7件
議案第4号	農用地利用集積事業計画（案）について	
議案第5号	農業振興地域内、農用地からの除外について	
議案第6号	武雄市非農地証明について	2件
追加議案第7号	武雄市農業委員会規程の一部改正について	
追加議案第8号	武雄市農地移動適正化あっせん事業実施要領の一部改正について	
報告第1号	農地等形状変更届出について	2件

事務局長

総会に入ります前に、4月の定期異動によりまして、事務局体制が代わりましてので、報告いたします。

農地係副主幹 西村に代わりまして、岩瀬加奈美（よろしくお願ひします。）、北方分室農地調整係長 遥山に代わりまして、田中祐紀（よろしくお願ひします。）です。

それでは、西村さん、遥山さんあいさつをお願ひします。

また、年度初めということで、営業部長、農林課長、農政係長が来ておりますので、あいさつをお願ひします。

それではただ今から、平成28年4月の武雄市農業委員会「総会」を始めていきたいと思います。

本日は、28番東島委員より欠席の連絡があつております。

在任委員の過半数以上の出席となつておりますので、農業委員会等に関する法律第21条第3項の規定によりまして、本日の総会は成立をいたします。

また、総会終了後、引き続き、委員全員協議会を開催しますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、会長よろしくお願ひします。

会長

（あいさつ）

それでは、ただ今から平成28年4月の武雄市農業委員会総会を開会いたします。

今回は、議案第1号から議案第8号までとなっておりますので、審議をお願ひいたします。

本日の議事録署名人に、12番 中野重信 委員、29番 坂口千代喜 委員を指名いたします。

それでは、議案審議に入ります前に、先月の定例会議でご審議いただきました案件につきまして、県知事への進達の結果を、事務局より報告してください。

事務局

農地法第5条の許可申請7件については3月28日づけで許可がおりております。以上、報告します。

会長

さっそく議案第1号を議題といたします。

農地法第3条の規定による許可申請が6件提出されております。この6件の案件について、事務局の説明をお願ひいたします。

（事務局説明）

会長

それでは、議案の説明が終わりましたが、この6件につきまして地元委員さんか

ら補足説明があれば、その説明を受けてから質疑に入りたいと思いますが、何かございませんか。

会 長

6番の件ですが、購入後、せまちだおしを行い飼料作物を栽培したいとのことです。よろしくをお願いします。

5番委員

1番の件ですが、条件が悪いため、積極的な購入ではなく、小作をしていることで、譲渡人からのお願いで今回、購入をされました。よろしくをお願いします。

17番委員

5番の件ですが、宅地を含めての購入となります。

会 長

地元農業委員さんの補足説明が終わりましたので、質疑を開始します。

37番委員

登記簿と現況の地目が違う場合は、形状変更届出等の指導をしなくていいのか。

5番委員

1番、2番については圃場整備地区です。

事務局

4番の件ですが、キュウリハウスです。

会 長

それでは、質疑も無いようですので、議案第1号の質疑をとどめます。

議案第1号農地法第3条の規定による6件の許可申請につきましては、許可することにご異議ございませんか。

(異議なし)

会 長

異議なしと認めます。

よって、議案第1号農地法第3条の規定による6件の許可申請につきましては、許可することに決しました。

会 長

次に、議案第2号農地法第4条の規定による許可申請を議題といたします。農地法第4条の規定による許可申請が1件提出をされています。

この1件につきまして、事務局から説明をお願いします。

(事務局説明)

会 長

はい、ありがとうございました。

議案の説明が終わりましたが、この1件につきまして地元委員さんから補足説明があれば、その説明を受けてから質疑に入りたいと思いますが、何かございませんか。

17番委員

ここは、何十年も耕作していないので、植林をしたいとのことなんです。

会 長

地元委員さんの説明が終わりましたので質疑を開始します。

会 長

それでは、他に質疑も無いようですので、議案第2号の質疑をとどめます。

議案第2号 農地法第4条の規定による1件の許可申請につきましては、本委員会としては許可しても差し支えないむね、佐賀県知事に進達することにご異議ございませんか。

(異議なし)

会 長

異議なしと認めます。

よって、議案第2号 農地法第4条の規定による1件の許可申請につきましては、本委員会としては許可しても差し支えないむね、佐賀県知事に進達することに決しました。

会 長

次に、議案第3号を議題といたします。

7番については地元調整ができなかったということで取り下げになっております。

よって、農地法第5条の規定による許可申請が6件提出されています。

この6件につきまして、事務局の説明をお願いします。

(事務局説明)

会 長

それでは、説明が終わりましたが番号1番につきましては、去る3月28日に調査委員会A班に調査を依頼しておりましたので、座長の中野委員さんから調査結果

の報告をお願いします。

座 長

平成28年3月28日午後1時30分から調査委員会をA班及び地元農業委員により、農地法第5条1件について武雄市役所1階会議室及び現地にて開催いたしました。議案第3号 農地法第5条の規定による申請番号1番の案件について、田1,704㎡の「資材置場」について転用理由、転用計画、始末書等の説明があり審議しました。

主な質疑・要望は、①「残土はいつごろ入れたのか。」という質疑があり、⇒「5年ほど前から少しずつ残土を入れて広げてきました。農地法に無知だったとはいえ、誠に申し訳ありませんでした。」という回答・謝罪がありました。②「農業用パイプラインは入ってないか。」という質疑があり、⇒「北側の畦に入っています。畦に入っているので問題はないと思います。」という回答がありました。この件については、現地及び土地改良区の図面で確認しました。③「雨水排水は北側の河川に流れるのか。大雨の時、一気に流れないように雑石やコンクリート片などを置いて欲しい。」という要望があり、⇒「一気に流れないように雑石やコンクリート片などを置きます。」という回答がありました。④「南隣に家が建っているが、何か問題が起きないように対処して欲しい。」という要望があり、⇒「問題が起きないように対処します。」という回答がありました。

以上、質疑・要望がありましたが、申請番号1番の案件について、調査委員会としては、転用の許可基準から許可しても差し支えないという判断になりましたので報告いたします。

会 長

はい、ありがとうございました。

調査委員会の報告が終わりましたが、残りの5件につきまして地元委員さんから補足説明があれば、その説明を受けてから質疑に入りたいと思いますが、何かございませんか。

会 長

それでは、他に質疑も無いようですので、議案第3号の質疑をとどめます。

議案第3号 農地法第5条の規定による6件の許可申請につきましては、本委員会としては許可しても差し支えないむね、佐賀県知事に進達することにご異議ございませんか。

(異議なし)

会 長

異議なしと認めます。

よって、議案第3号 農地法第5条の規定による6件の許可申請につきましては、本委員会としては許可しても差し支えないむね、佐賀県知事に進達することに決しました。

会 長

次に、議案第4号を議題といたします。

平成28年度武雄市農用地利用集積事業計画書（案）につきまして事務局から説明をお願いします。

（事務局説明）

会 長

はいありがとうございました。それでは、議案の説明が終わりましたので、議案第4号につきましては、ご意見、ご質疑等があれば出していただきたいと思えますけれども、何かございませんでしょうか。

（質疑開始）

会 長

それでは、他に質疑も無いようですので、議案第4号の質疑をとどめます。

議案第4号 平成28年度武雄市農用地利用集積事業計画（案）につきまして、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

（異議なし）

会 長

異議なしと認めます。

よって、議案第4号 平成28年度武雄市農用地利用集積事業計画（案）につきましては原案どおり承認することに決しました。

会 長

次に議案第5号を議題といたします。

議案第5号農業振興地域内の内、農用地からの除外について農林課から説明をお願いします。

（農林課説明）

会 長

はい、ありがとうございました。それでは説明が終わりましたので、議案第5号につきまして、ご意見、ご質疑等があれば出していただきたいと思えますけれども、何かございませんでしょうか。

1 番委員

8番について、里道に橋が設置されているが、耐久性の問題等農振除外の段階で確認をしないのか。

事務局

他法との調整は、農転段階で行っています。
農振除外は、あくまでも5要件に照らし合わせて処理しております。

37番委員

農転の許可が下りなければ、農振農用地に編入しなければならないのか。

事務局

必ずしもそうではない、必要であれば編入して下さいとのことです。

会長

それでは、他に意見も無いようですので議案第5号の質疑をとどめます。
議案第5号 農業振興地域の内、農用地からの除外について、原案どおり承認することにご異議ございませんか

(異議なし)

会長

異議なしと認めます。
よって、議案第5号農業振興地域の内、農用地から除外については原案どおり承認することに決しました。

会長

次に議案第6号を議題といたします。
武雄市非農地証明願い、2件について事務局から説明をお願いします。

(事務局説明)

会長

はい、ありがとうございました。それでは説明が終わりましたので、議案第6号武雄市非農地証明願いにつきまして、ご意見、ご質疑等があれば出していただきたいと思っておりますけれども、何かございませんでしょうか。

(質疑開始)

会長

それでは、他に意見も無いようですので議案第6号の質疑をとどめます。
議案第6号武雄市非農地証明願いにつきまして、原案どおり承認することにご異

議ございませんか

(異議なし)

会 長

異議なしと認めます。

よって、議案第6号武雄市非農地証明願いにつきましては原案どおり承認することに決しました。

会 長

次に、追加議案第7号、第8号を議題といたします。

議案第7号武雄市農業委員会規程の一部改正について、議案第8号武雄市農地移動適正化あっせん事業実施要領の一部改正について事務局より説明をお願いします。

(事務局説明)

会 長

はい、ありがとうございました。

それでは説明が終わりましたので、議案第7号、8号につきまして、ご意見、ご質疑等があれば出していただきたいと思っておりますけれども、何かございませんでしょうか。

(質疑開始)

会 長

それでは、他に意見も無いようですので議案第7号、8号の質疑をとどめます。

議案第7号武雄市農業委員会規程の一部改正について及び議案第8号武雄市農地移動適正化あっせん事業実施要領の一部改正について、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なし)

会 長

異議なしと認めます。

よって、議案第7号武雄市農業委員会規程の一部改正について及び議案第8号武雄市農地移動適正化あっせん事業実施要領の一部改正については原案どおり承認することに決しました。

会 長

次に報告事項第1号として、農地等形状変更届出について、2件ございますので、事務局から説明をお願いします。

(事務局説明)

会 長

それでは、説明が終わりましたので、この2件につきまして、ご意見、ご質問等があれば出していただきたいと思います。

会 長

何かございませんでしょうか。

会 長

特に、ご意見等がなければ、報告事項ですので、これで止めたいと思います。
その他、皆様方から何かございましたらお願いします。

会 長

以上をもちまして、本日、提出されました議案につきましては、審議を全て終了いたしました、これをもちまして、平成28年4月の農業委員会総会を終わります。
どうもありがとうございました。

議事の顛末を記録し、署名する。

平成 28 年 5 月 6 日

武雄市農業委員会	会 長	佐佐木 幸夫
”	委 員	中野 重信
”	委 員	坂口 千代喜

議事録調整者 永尾 淳 一